令和5年9月23日

利用団体各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家
所　長　　西　岡　　敬　三

令和６年度施設使用料金改定にかかる詳細及び活動体験料の改定・新設について

日頃より、当交流の家をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和５年４月２８日付けの「地方施設における施設使用料金改定のお知らせ」において、お知らせしておりましたとおり、令和６年度より施設使用料金を下記のとおり改定いたします。

また、一部活動体験料について、近年、燃料費や備品更新等にかかる維持費が高騰するなか、引き続き皆様への良質かつ安全・安心な体験を提供できる体制の充実を図るため、価格を改定・新設することとなりましたので、併せてご案内いたします。

大変恐縮ではございますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．適用開始日

令和６年４月１日（月）

２．価格改定一覧表

（１）施設使用料

【改定前】　（税込）

施設使用料 （宿泊棟泊・テント泊共通）	団体区分：青少年	0円／1泊
	団体区分：一般	900円／1泊
シーツ等洗濯料		300円／1組

【改定後】　（税込）

施設使用料 （宿泊棟泊）	幼児（年少未満）		0円／1泊	
	幼児（年少～年長）		300円／1泊	※3泊以上　900円定額
	子供（小学生～高校生）		600円／1泊	※3泊以上 1,800円定額
	学生（大学生等）		1,200円／1泊	※7泊以上 7,500円定額
	大人		2,500円／1泊	
施設使用料 （テント泊）	幼児（年少未満）		0円／1泊	
	幼児（年少～年長）		300円／1泊	
	子供（小学生～高校生）		300円／1泊	
	学生（大学生等）		600円／1泊	
	大人	団体区分：青少年	600円／1泊	
		団体区分：一般	1,200円／1泊	

（その他）

○シーツ等洗濯料の徴収は、令和６年度より廃止となります。

○要保護・準要保護世帯を対象とした減免制度もございます。（学校団体対象）

○特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体を対象とした減免制度もございます。

○長期利用（7泊以上かつ30人以上の団体）を対象とした減免料金もございます。

※各減免制度の詳細については、別紙「令和６年度施設使用料金改定等に関するＦＡＱ」をご参照ください。

（２）活動体験料

①　カッター研修

【改定前】　（税込）

カッター研修	指揮艇のみの場合 （小学生２艇以下、中学生以上３艇以下）	7,000円／１回
	指揮艇及び救助艇の場合 （小学生３艇以上、中学生以上４艇以上）	14,000円／１回

【改定後】　（税込）

カッター研修 ※指揮艇・救助艇の出艇に関わらず、カッター艇数をもとに計算	11,000円／カッター１艇

（例）カッター６艇出艇の場合　11,000円／１艇　×　６艇　＝66,000円

②　アドベンチャーラリー、防災クエスト

【改定前】　（税込）

アドベンチャーラリー	無料
防災クエスト	無料

【改定後】　（税込）

アドベンチャーラリー	7,500円／１回
防災クエスト	7,500円／１回

＜お問い合わせ先＞
国立淡路青少年交流の家　事業推進係
E-mail awaji-shinsei@niye.go.jp
TEL　0799-55-2695

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家
令和５年５月１２日
（最終更新：令和５年９月２３日）

令和６年度施設使用料金改定等に関するＦＡＱ

Ｑ１　改定時期「令和６年４月」とは、何日からか。

令和６年４月１日からの改定となります。年度をまたぐ利用の場合の料金の計算方法は以下のとおりです。

【施設使用料の場合】
令和６年３月３１日までに入所し、令和６年４月１日以降に退所する場合は、４月１日以降の施設使用料も改定前料金で計算します。

【活動体験料の場合】
活動を実施した日程により、料金が異なります。
・令和６年３月３１日までに実施した活動：改定前料金
・令和６年４月　１日以降に実施した活動：改定後料金

Ｑ２　施設使用料とは別にシーツ等洗濯料が発生するのか。

いいえ。料金改定に伴い、従前のシーツ等洗濯料は廃止となります。

Ｑ３　改正前は、団体区分（青少年／一般）に応じて、施設使用料が決定していたため、同じ団体内で施設使用料に差はなかったが、改定後は、同じ団体内でも年齢等に応じて、施設使用料に差が生じる、という理解で間違いないか。

はい。そのとおりです。

Ｑ４　「※３泊以上 900 円定額」とは、３泊目までは１泊ごとに料金が発生し、４泊目からは、施設使用料が発生しない、という理解で間違いないか。

はい。そのとおりです。

例）４泊５日で利用する小学校団体の施設使用料（宿泊棟泊）
小学生：　600 円/泊×３泊分＝ 1,800 円
※「子供（小学生～高校生）」のため、４泊目以降の施設使用料が無料となる。
教職員：2,500 円/泊×４泊分＝10,000 円
※「大人」のため、４泊目以降も施設使用料は有料となる。
大学生・短大生の指導補助員：1,200 円/泊×４泊分＝ 4,800 円
※「学生（大学生等）」のため、４泊目以降も施設使用料は有料となる。
社会人の指導補助員：2,500 円/泊×４泊分＝10,000 円
※「大人」のため、４泊目以降も施設使用料は有料となる。

Ｑ５　料金区分を証明するために別途証明書を提示する必要はあるか。
（学生の場合、学生証を提示する、など）

必要に応じて提示を求める場合があります。

Ｑ６　自団体の学生が、どの料金区分に該当するか確認したい。

お問い合わせ先まで、個別にお問い合わせ願います。

Ｑ７　幼児（年少未満）・幼児（年少～年長）とは、利用時点での年齢が基準となるか。

いいえ。利用する年度の４月２日から翌年度の４月１日の間に３歳に到達する者までが「幼児（年少未満）」、６歳に到達する者までが「幼児（年少～年長）」となります。

例）令和６年度（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）に利用する場合

令和３年４月２日生まれ以降：幼児（年少未満）

平成３０年４月２日生まれ以降令和３年４月１日生まれまで：幼児（年少～年長）

Ｑ８　「子供（小学生～高校生）」における高校生の範囲とは。

① 高等学校・専修学校高等課程等、高校に相当する学校に在籍する者が対象となります。

② ①に該当しない場合、利用する年度の４月２日から翌年度の４月１日の間に１８歳に到達する者までが対象となります。

Ｑ９　「学生（大学生等）」における大学生等の範囲とは。

大学・大学校・短大等、大学に相当する学校に在籍する者が対象となります。

Q10　「要保護・準要保護世帯を対象とした減免制度」とは何か。

学校団体（部活・サークルを含む）として利用する該当世帯の小学生～高校生の子供（及び就学前～高校生の子供たちにおいては帯同する大人を含む）を対象にした施設使用料減免制度です。

制度の利用にあたっては、申請書の提出が必要となります。

【減免後の料金一覧】

	対象	減免後の料金	備考
施設使用料（宿泊棟泊）	子供（小学生～高校生）	300 円／1 泊	※4 泊以上 900 円定額
	大人	300 円／1 泊	※就学前～高校生の子供たちに帯同する大人が対象。
施設使用料（テント泊）	大人	300 円／1 泊	

Q11　「特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体を対象とした減免制度」とは何か。

経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体等を対象とした施設使用料減免制度です。（ただし、当該活動に対して自治体から公的支援を受けている場合を除く。）

制度の利用にあたっては、申請書の提出が必要となります。

【減免後の料金一覧】

	対象	減免後の料金	備考
施設使用料（宿泊棟泊）	子供（小学生～高校生）	300 円／1 泊	※4 泊以上 900 円定額
	学生（大学生等）	300 円／1 泊	※就学前～高校生の子供たちに帯同する場合。または子供たちの活動の下見の場合が対象。
	大人	300 円／1 泊	
施設使用料（テント泊）	学生（大学生等）	300 円／1 泊	
	大人	300 円／1 泊	

Q12　「長期利用（7 泊以上かつ 30 人以上の団体）を対象とした減免料金」とは何か。

7 泊以上かつ 30 人以上で利用する団体を対象とした施設使用料減免制度です。

【減免後の料金一覧】

	対象	減免後の料金	備考
施設使用料（宿泊棟泊）	大人	1,200 円／1 泊	※大人の人数に関わらず適用

＜お問い合わせ先＞
国立淡路青少年交流の家　事業推進係
E-mail awaji-shinsei@niye.go.jp
TEL　0799-55-2695